

○ひたちなか市有料広告掲載要綱

平成19年3月30日

告示第42号

改正 令和3年6月30日告示第217号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化等を図るため、市の資産を広告媒体として掲載する有料広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市のホームページ

イ 市の発行する刊行物及び印刷物

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載をしないものとする。

(1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するおそれがあるもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 意見広告(社会問題に関する意見を記載した広告を含む。)及び個人の宣伝に係るもの

(6) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの

(7) 市の行政運営上支障があると認められるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載ができる業種その他の掲載等に関する基準は、市長が別に定める。

(広告主の責任等)

第4条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿作成に係る費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告を掲載する広告媒体の性質に応じ、市長が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、当該掲載に係る広告媒体の種類、位置及び規格、掲載する期間、広告の効果並びに類似する広告の市場価格等を考慮し、当該広告媒体の性質に応じ、市長が別に定める。

(広告掲載の手續)

第7条 市長は、広告を掲載する広告媒体ごとに広告掲載希望者を募集するものとする。

2 広告媒体への広告を掲載することを希望する者は、ひたちなか市有料広告掲載申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定し、ひたちなか市有料広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 広告の募集方法、申込方法及び選定方法並びに当該広告の選定に係る優先順位については、当該広告を掲載する広告媒体の性質に応じて、市長が別に定める。

(有料広告審査委員会)

第8条 前条第3項の規定による広告の掲載を決定するに当たり、広告掲載内容等に疑義が生じた場合の掲載の可否を審査するため、ひたちなか市有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(掲載決定等の取消し等)

第9条 市長は、掲載決定後において、市の行政運営上支障があるとき、又は指定する期日までに掲載者が指示された原稿等の提出をしなかったとき若しくは広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、広告の掲載後において、第3条第2項各号に該当する事実が判明し、若しくは現出したとき、又は広告内容にある実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

3 前2項の規定により広告の掲載の決定等を取り消したときは、ひたちなか市有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第10条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年告示第217号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

ひたちなか市有料広告掲載申込書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
ふりがな 氏 名 又 は 名称及び代 表者氏名	㊟
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担当者氏名	

ひたちなか市有料広告掲載要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査に当たり、ひたちなか市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

広告媒体の種類

--

広告の内容

--

様式第2号(第7条関係)

ひたちなか市有料広告掲載(不掲載)決定通知書

殿

ひたちなか市長

印

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知いたします。

記

- 1 決定区分 掲載する  
掲載しない  
(理由 )
- 2 広告掲載内容
- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 広告掲載料 ¥ ー
- 5 納入方法 年 月 日までに別添の納入通知書によりお支払いください。
- 6 原稿提出期限 年 月 日
- 7 その他 ① ひたちなか市有料広告掲載要綱第9条第1項の規定に該当するときは、広告掲載の決定を取消します。  
② ひたちなか市有料広告掲載要綱第9条第2項の規定に該当するときは、広告掲載の削除をすることがあります。

様式第3号(第9条関係)

ひたちなか市有料広告掲載取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

ひたちなか市長



年 月 日付で決定した広告の掲載については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)